

グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会  
(第1回)  
議事録

**開催概要**

日時：令和4年3月25日(金) 8:30~9:30

場所：Teamsによるオンライン会議

**出席者**

＜委員＞(○：座長、五十音順)

上野 貴弘	一般財団法人電力中央研究所 社会経済研究所 研究推進マネージャー(サステナビリティ) 上席研究員
○大橋 弘	東京大学公共政策大学院 院長
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科 教授
高宮 雄介	森・濱田松本法律事務所 弁護士
野田 学	東京八丁堀法律事務所 弁護士
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
柳 武史	一橋大学大学院法学研究科 准教授

＜事務局(経済産業省経済産業政策局)＞

蓮井 智哉	大臣官房審議官(経済産業政策局担当)
杉原 光俊	競争環境整備室 室長
門田 裕一郎	競争環境整備室/知的財産政策室 室長補佐
荏畑 龍太郎	競争環境整備室 室長補佐
関野 拓哉	競争環境整備室 係長

＜オブザーバ(経済産業省、公正取引委員会、農林水産省)＞

経済産業省

河原 圭	産業技術環境局エネルギー・環境イノベーション戦略室 室長
折居 直	産業技術環境局環境政策課 課長補佐
吉村 一元	製造産業局素材産業課 課長
石山 裕二	製造産業局産業機械課 課長補佐
須摩 悠史	製造産業局素形材産業室 室長補佐
是枝 憲一郎	製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室 室長補佐

公正取引委員会

五十嵐 收	経済取引局調整課 課長補佐
-------	---------------

農林水産省

松本 賢英	大臣官房政策課技術政策室 室長
-------	-----------------

※上記の他、事前登録による一般傍聴を実施。

## 議題

グリーン社会の実現に向けた競争政策の検討について

## 議事内容

### ○門田室長補佐

定刻となりましたので、ただ今から、グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会第1回会合を開催いたします。事務局を担当しております、競争環境整備室の門田です。どうぞよろしくお願い致します。また、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は第1回目の会合でございますので、議事に入って頂く前に、事務局より、本研究会の運営について簡単にご説明をさせていただきます。まず、本研究会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン会議にて開催しております。議事につきましては、議事録を原則公開させて頂くとともに、事前登録に基づいて、会議を傍聴頂ける形としておりますが、会議システムへの負荷低減のため、一般傍聴の方々におかれましては、お手元で資料をご確認いただきながら、会議の音声をお聞き頂く形としております。また、委員の皆様へのお願いでございますが、会議システムへの負荷低減のため、座長以外の皆様におかれましては、ご発言を頂く場合にのみ、カメラとマイクをオンにして頂き、それ以外は、カメラとマイクをオフに設定して頂きますようお願い致します。

次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、資料1から資料5となっております。事前に委員の皆様にお送りさせて頂くとともに、当省HPにて公表し、一般傍聴の方々に掲載ページのURLをお送りしております。以上が、本研究会の運営と配布資料のご説明になります。ご不明な点がございましたら、チャット欄にお名前と発言希望の旨をご記入いただければと思います。よろしいでしょうか。

特段無いようですので、次に、本研究会のご出席者について、ご紹介いたします。まず、本研究会の座長でございますが、東京大学の大橋教授にご就任頂いております。大橋先生、どうぞよろしくお願い致します。

### ○大橋座長

よろしくお願い致します。

### ○門田室長補佐

その他の委員につきましては、時間の都合上、配布資料の委員名簿をもって、ご紹介に代えさせていただきたいと思っております。この他、政府内の関連部局より、オブザーバとしてのご出席も頂いております。以上が、本研究会のご出席者になります。

それでは、本研究会の開会に当たりまして、競争環境整備室長の杉原より、ご挨拶をさせて頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○杉原競争環境整備室長

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。経済産業省競争環境整備室長の杉原です。委員の皆様の御協力により、本日無事、グリーン競争政策研究会の第1回目を開催できる運びとなりました。我が国では、グリーン、脱炭素化に関して、2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルという目標を掲げております。これらの目標を達成するため、我が国でも様々な分野で活発な政策議論が行われております。同様に、海外におきましても、脱炭素化に向けた様々な議論が行われていると承知しております。本研究会では、そうした議論の一つとして、欧州を中心に活発な議論が行われております競争政策を取り上げ、この分野に精通した実務家・専門家の方々のご知見を集め、世の中に発信するなどして、国内における議論を深めていくことができると考えております。委員の皆様におかれましては、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、大橋座長、よろしくお願いいたします。

#### ○大橋座長

みなさん、おはようございます。早朝からご参集いただきまして、ありがとうございます。ご指名ですので、座長をお引き受けいたしました。みなさん大変な専門家ばかりですので、うまくハンドリングできるかわかりませんが、少なくともタイムキープだけはできるかなと思いお引き受けした次第です。自由で闊達な意見交換ができればなという思いでおりますので、是非リラックスしてやっていただければと思います。本日は1時間しかございませんので、みなさんのご紹介を事務局が省いてしまったみたいですが、冒頭のところ発言を回しますので、その時に少しでもご紹介いただければと思います。

まず、事務局で資料4を作成していただいておりますので、会議の目的や進め方、あるいは海外の動向を含めて、本日の意見交換の内容について事務局からご説明いただいて、皆さんと意見交換できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○門田室長補佐

ありがとうございます。資料4について、ご説明させて頂きます。

冒頭、2ページ目より、本研究会の目的と進め方を説明します。

まず、3ページ目、本研究会の目的です。経済産業省では、炭素中立型社会の実現に向けて、競争政策の検討を、1つの重要な論点として提起しております。その背景には、複数企業が連携して脱炭素化に取り組む際に、こうした取組が競争法の規制対

象になり得るといことがございます。本研究会では、こうした脱炭素化に向けた取組を後押しする上での競争政策上の論点について、広く知見を集めて整理を行い、それを国内へ共有していきたいと考えております。

次に、5ページ目、本研究会の当面の進め方です。脱炭素化に向けた競争政策上の論点につきまして、欧州では、サステナビリティと競争政策という形で、既に検討が進められております。こうした海外の動向は、日本が検討を進める際にも、参考になると考えておりますので、第2回、第3回会合では、海外の有識者をお招きして、ご講演を頂けるよう、準備を進めております。

次に、6ページ目以降ですが、検討の参考になるとと思われる、主な海外動向を、欧州各国と、欧州委員会の動向に分けて、簡単に説明いたします。

まず、7ページ目、共同行為規制に関するオランダの動向です。オランダでは、サステナビリティのための共同行為が、カルテル規制に抵触し、適用除外にもならないと判断された事案が、過去実際に生じまして、それを切っ掛けとして、そうした共同行為を競争法上どう扱うか、という検討が行われてきました。その結果、2020年から2021年にかけて、サステナビリティ合意に関するガイドラインの案が発表されています。資料の右下でございますが、一般に欧州競争法では、カルテル規制に抵触するような企業間の共同行為が、競争法の適用除外になるために満たすべき4つの要件というのがございます。そのうちの1つが、共同行為によってその消費者が得る利益が共同行為によってその消費者が受ける損害を完全に埋め合わせなければならないという条件でございます。しかしながら、このオランダのガイドラインでは、企業間の合意が環境被害に関するもので、かつ、国際基準などの遵守や政策目標の実現を支援する場合、この欧州競争法の基本原則を逸脱する十分な理由がある、つまり、共同行為によってその消費者が受ける損害を完全に埋め合わせる必要はないという内容を規定しております。このガイドラインは未だ案の段階ではございますが、オランダの当局は、このガイドラインを競合する企業同士の実際取組に適用し、競争法に違反しないとした事例を既にHP上に公表しております。詳細は、8ページ目にまとめております。

次に、9ページ目、企業結合規制に関するドイツの事例です。ドイツには、競争当局が一度禁止した企業結合について、当事者からの申請に基づいて、日本の経済産業大臣に相当する経済エネルギー大臣が再審査を行うという制度が存在しております。この事例では、すべり軸受けの生産に関する合併について競争当局が一度禁止の決定をしておりましたが、その後、経済エネルギー大臣が環境保護の観点を踏まえて条件付きで承認を行っております。

次に、10ページ目は、オーストリアとギリシャの動向です。オーストリアでは競争法を改正し、環境にとってサステナブルな経済などへの貢献をカルテル規制の適用

除外の考慮要素としております。また、ギリシャではサステナビリティと競争のための新たなサンドボックス制度の検討が進められています。

以上が、欧州各国の動向です。

最後に、欧州委員会の動向です。

・12 ページは、従来通りのカルテル規制の執行の事例ですので、説明を省略しまして、13 ページ目でございます。欧州委員会は今月頭に、企業間の水平的な協力に関する欧州競争法の運用指針を示したガイドラインの改正案を発表しておりまして、この中でサステナビリティ協定という章を、新たに追加しています。

次の14 ページ目では、このサステナビリティ協定の章のうち、企業間の共同行為がカルテル規制の適用除外となるための4つの要件に関する記載を抜粋しております。ポイントは3つ目の消費者への還元という要件かと思えます。先ほどのオランダのガイドラインとは異なり、サステナビリティのための共同行為であっても、それによって消費者が得る利益が、消費者が受ける損害を上回らなければならない、また、多くの場合、持続可能性の利益はそうした消費者とは無関係、又は損害を補償するほど重要ではないかもしれないとされております。これは、基本的には従来と同様の考え方かと思えますが、一部、消費者の利益を考える際に集团的利益というものを考慮できるといった記載もございます。

以上が、主な海外動向の説明になります。

最後に、16 ページ目をご覧ください。本日ご意見を頂きたい内容を記載しております。特に1点目の、我が国の企業が脱炭素化に向けた取組を進める上で、競争政策との調整等が必要になり得る場合はあるか、またその場合にどのような方策を取ることが、こうした取組を促進する上で望ましいのかという点について、またその他にもご意見がございましたら頂ければと考えております。

事務局からのご説明は以上です。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。それでは意見交換を始めたいと思います。本日ご議論いただきたい点は、事務局からご説明いただいた16 ページ目の点でございます。とりわけ第1点目なのかなと思います。競争政策とグリーン政策との間での調整が必要か否か、あるいはその方策についてということでもあります。本来は自由に手を挙げていただいてご議論できればと思いましたが、本日はお時間が限られておりますので、名簿の逆順に、まず柳委員からご発言いただければと思います。お一人約5分程度でご発言いただければと思います。

#### ○柳先生

ただいまご紹介にあずかりました、一橋大学の柳と申します。経済法・独占禁止法を専門にしております。座長の大橋先生や川濱先生をはじめとする先生方におかれましては、研究会の末席に加えていただきまして、誠にありがとうございます。これから勉強させていただきたいと思っております。また、経済産業省の事務局の皆様におかれましても、詳細かつ的確な資料をお取りまとめいただきまして、大変ありがとうございました。

まず、論点②の方からコメントさせていただければと思います。競争政策の役割として、大きくは、剣、つまり武器として場合と、盾として使う二つの場合があると思っております。まず、剣、武器として使う場合ですが、グリーンウォッシュという言葉がありますところ、これは企業が環境に配慮しているかのように見せかけることを意味しておりますが、こういったグリーンウォッシュ、特にハードコアカルテルを偽装しているような場合には、厳正な対処が必要と考えております。特に共同行為を許容された企業というものは、サステナビリティや環境の利益を最小化させ、価格上昇を最大化させていくようなインセンティブを持つかもしれないということには注意が必要と考えております。事務局の資料でもご紹介がありましたが、先日のEUの排ガス装置の技術カルテルの事件は、事業者が共同して環境問題の改善に向けた研究開発の取組を妨げるようなケースですけれども、こうした消費者利益やイノベーションを阻害するような取組に関しては、どの国でも同じかと思っておりますが、厳正に対処していく必要があるのではないかと考えております。結論めいたことを申し上げるのは時期尚早かもしれませんが、もしガイドラインの策定等になる場合には、欧州委員会のガイドライン改定案でも言及がございますけれども、真にサステナビリティが目標か、あるいは偽装されたものかといった指摘がありますが、こういった武器としての競争政策に関してもガイドラインに盛り込むことが考えられるのではないかと考えております。

次に、大橋座長が重要な論点とおっしゃった①の論点ですけれども、これは盾としての競争政策ということになるのかもしれませんが、大きな枠組みとしては、競争政策というのは、公正かつ自由な競争を促進して、欧州においては関連市場における消費者の利益を保護していくことを目的としているということでございます。これに対してよく指摘されるのは、グリーン政策というものは、社会全体において中長期的に追求すべき目標であるということでございます。競争政策とグリーン政策の間において齟齬のようなものが生じる可能性があるかもしれないということが、理論的には興味深いところであって議論になっているかと思っております。ただ、注意点としましては、競争政策というものは伝統的には競争プロセスを保護するものでございますので、価格が上昇するといった形で消費者利益が毀損される場合には許容されないというのが一般的な考え方であるということには注意する必要があるかと思っております。また、グリーン政策においては、直接的・効果的な手段はあくまで環境規制でございまして、最

低基準ですとか、環境税や補助金などがございますけれども、競争政策はあくまで補完的な役割を果たすに過ぎないということにも注意が必要かと思えます。さらに、サステナビリティや脱炭素といった場合、多くの場合は競争法上の大きな問題を引き起こすことなく行うことができるとされている点にも注意が必要かと思えます。オランダの消費者・市場庁という先進的な立場をとる競争当局であっても、多くの場合には問題が少ないといったことを指摘しております。したがって、仮に費用便益分析のようなものが必要であるとしても、差し当たりは、それがどの程度必要になるのか、どの程度そういった状況が起こりそうかということを検討する必要があるのではないかと考えております。こういった費用便益分析が必要になる場合は、実際にはある程度稀な事態なのではないかということです。

結論めいたことを申し上げるのは尚早かもしれませんが、最後に、方策として考えられますのは、競争法・競争政策が、多くの場合は必ずしもサステナビリティや環境保護の障害になるものではない、むしろ、サステナビリティや環境保護に有害なカルテルを禁止するといった形で、競争法がサステナビリティや環境保護に貢献する場面もあるということを明示することが適当ではないかと考えております。このため、まずは競争制限に該当しない場合の典型例や考慮要素・条件等を明確化するという観点から、公正取引委員会においてガイドラインの整備等をしていくことが考えられるのではないかと考えているところです。こういったガイドラインの策定によって、透明性や法的安定性を事業者が享受することができ、委縮することなくグリーン成長に貢献できるということになるのではないかと考えております。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。続いて、林委員、お願いいたします。

#### ○林先生

名古屋大学の林と申します。ここにおられる多くの先生同様、独占禁止法や競争法を研究対象としております。私からは冒頭所感めいたことを申し上げたいと存じませ

ず。1点目は、さきほど事務局から本研究会の開催趣旨が示されたわけですが、本研究会では、独占禁止法の適用をどうのこうのということを議論する前提として、まずは諸外国、特に欧米先進国でどのような議論のトレンドにあるかを議論することが重要であるという認識の上に立っていると理解しています。本研究会の趣旨紙の中にも、「イノベーションを不当に抑制しようとする企業の合意等に対しては厳正に対処する」という一文がありましたが、EUで問題となった、自動車メーカーによる技術カルテルのようなハードコアカルテルは論外ですのでここで議論するまでもなく、こういったものは競争法により厳正に対処しなければならないのはいうまでもないことかと

存じます。他方で、我が国の企業が、脱炭素化に向けた取組を進める上で、競争政策に関する新たな論点が生じてきているのも事実だと存じます。

この点私が興味深く思っているのが、2021年の1月のいわゆるダボス会議で議論されていたダボス・アジェンダの議論です。昨年のダボス会議はご承知の通り、気候変動問題へどう政策的に対処するかが主要議題だったわけですが、その中でも次のような記述がありました。「130か国以上が、2050年またはそれ以前に、ネットゼロエミッションを達成することを約束しているが、その達成方法について詳細なロードマップを定めている国はほとんどない。」と言っています。これは、実はゆゆしきことで、したがって、こうしたことに対しては実際問題としてさまざまな優先事項があるわけですが、ただ、基本的には、ゼロエミッションという世界になると、これまでの既存の技術だけでは、おそらく達成は無理なので、そうしたことに対応できる新たな技術開発やイノベーション、もしくはそういったものの市場への迅速な導入、さらにはそれらをグローバルに展開していくことの必要性を今後考えていく必要があると思います。その上で本研究会のテーマとの関連ですが、ダボス・アジェンダは結構面白いことが書いてあります。どういうことかということ、グリーンと競争について、気候変動に対する野心的な目標を達成するには、いろいろな意味で、パラダイムというか、物事の見方を大きく変えていかないといけないのではないかという問題意識が表明されています。

1つは、日本を含めて先進諸国の気候変動対策を考えたときに、競合企業や異業種企業との連携をやらないとなかなか進まないのではないかという問題提起をしています。様々な企業との連携・協力関係を築くためには、これまで提携してこなかったような企業とも緊密に連携し、専門知識や各企業・部門の能力をフルに活用する必要があると思います。その意味で、かつては競合としか考えていなかった企業や異業種の企業、あるいはスタートアップ企業や業界団体、あるいは学術機関との協力をこれまで以上に密にしていかなければならないと存じます。競争すべきところは競争し、協力すべきところは協力する。いわば競争と協力のバランスの取れた棲み分けです。

2番目に、データの共有です。当然のことながら、競争している企業間のデータの共有化というのはそうはすんなりとはいかないわけですが、例えば金融機関がリードするような非財務情報の開示といったようなことは、おそらくはそういったある正確性を持った情報をいろいろなステークホルダーが共有して、そして実際問題としての企業等を含めたさまざまなステークホルダーの取り組みを促進するということにつながる必要があるのではないかと思います。そうした中で非財務情報の開示を通じて企業等のゼロエミッション化に向けた取り組みを促進するといったようなイニシアティブとして、皆さまご存知のTCFDというものが構築され、そしてさまざまなガイドライン等が作成されて、企業に対して実際にこうした気候変動対策に関する取り組みのガバナンスや戦略という、そういった取り組みのあり方そのものをちゃんと開示をし



て、実際の金融市場等での評価を受けながら企業自身がそうした取り組みを促進するといったような働きかけが実際に行われてきています。

このような環境をつくることは、競争に対する新たなアプローチがないと、こうした野心的な気候変動対策の究極目標というのは達成できないのではないかと考えられるわけで、1つの考え方は企業間連携という考え方だと思いますけれど、いずれにせよ、そうした物事の考え方の転換が求められているのではないかという問題提起がされています。だからといってこれまでの独禁法の適用を云々するということには直結しませんが、グリーンと競争において重要な視点だと存じます。なおここで、私はグリーン政策と「競争」を対比して言っているのであって、グリーン政策と競争「法」あるいは競争「政策」を二項対立的に位置付けているわけではないことにご留意いただければと存じます。

2つ目は、EUの水平的協力協定ガイドラインの改定において、集団的消費者利益への着目ということが指摘されていますが、ここで強調されているように、消費者利益への着目ということが重要なのではないかと思います。おそらく企業間協力の枠組みは、一つの市場ではなく、複数の市場にわたって競争なり消費者へのプラスマイナス影響が出てくると思います。その際、古典的ではありますが、市場の画定をした上で、その個々の市場における競争への影響を見ていく必要が出てきて、これは古典的な競争法の判断枠組みですが、グリーン政策を考えるにあたっては競争法の判断枠組みをスキップするのではなくて、むしろしっかり見ていく必要があって、その際、そこでの消費者への影響については、個別的な消費者利益だけみるのではなくて、集団的な消費者利益、これは社会的な法益ですが、ここへの着目も重要だと思います。長くなりましたが以上です。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。続いて、野田委員、お願いいたします。

#### ○野田先生

おはようございます。弁護士の野田と申します。今回は、このような非常にご高名な先生方、専門的な知見をお持ちの先生方の中に混ぜて一緒に活動させていただくということで大変うれしく思っております。これからどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、資料を事前に提出させていただきました。これは、実際に企業が脱炭素に向けてどういった行動をとるだろうかという観点から、独禁法との関係で問題になりそうなところ、あるいは現状のガイドラインではどういった手当がされているのかということ整理したものとなります。2ページ目に図を用意させていただいておりました、先ほど林先生からもありましたけれども、今、企業の方では、財務情報の開

示などの観点で、スコープを1から3に分けて、サプライチェーン全体の中でどの局面での排出量を減らすかということを考えながら取り組んでおられると認識しております。スコープ1は、自社から排出される温室効果ガスをいかに減らすかという視点ですけれども、こちらの観点からは、例えば、競合他社と提携して設備集約をすとか、あるいは共同研究によってイノベーションを推進していくというような活動が想定されるのではないかと思います。あるいは、同じように、競合他社と企業結合などを進めて、設備集約や生産の統合をしていくというような動きなどが出てくるのではないかと思います。スコープ2は、他社から供給される電気や熱の使用、スコープ3は、それ以外のサプライチェーン中での関連する他社からの排出を減らしていこうと、こういったような形で場面を分けて検討されているようで、スコープ2や3に広がっていくと、非常に広範な企業活動ということになりますので、たとえば契約一つとっても、脱炭素への取組が緩い調達先から変更すとか、取引を停止すとか、あるいは契約条件を変更すとか、また、ここでも業務提携ですね、共同購入とか共同配送、このような動きも見られるのではないかと考えたところです。また、脱炭素に関してかかるコストをサプライチェーン全体でどのように分配していくのかといったような議論も起こりうるのではないかと考えたところです。

こういった場面ごとに見たうえで、1ページ目の表では、対応するガイドラインがどういったものがあるのか整理を試みましたが、現状、様々なガイドラインに少しずつ環境問題に配慮したような文言が取り込まれておりますが、全体として考えてみると、まず1点目として、企業の側の目線から見ると、やはり現状のように多数のガイドラインに少しずつ記載がある形ですと、それをヒントにしていくというのは使い勝手がよいとは言えないのではないかと思いますので、例えば、一つまとまったガイドラインを示して、競争法上必ずしも問題になるわけではないということを企業の側に示すのは有益だと考えております。2点目としては、企業にとっては、どのような場合に規制されるのかとか、あるいはどのような場合であれば許容されるのかといったことがわかりにくいという問題があると思いますので、そこも、何らかの形で具体化する方法がないかということも考えてみたいと思っております。3点目、そうは言っても、基準を明確化するのは難しいということであれば、先ほど事務局資料からもご紹介がありましたような、サンドボックスのような実証制度や再審査の制度、こういった海外の事例も参考にしつつ、企業と行政との間で伴走していけるような制度のニーズはあるのか、実現可能性があるのかといった点も考えていきたいと思っております。

普段、企業の相談対応をしておりますと、この部分に不安や懸念を持っているというような声は多く聞かれますので、うまく競争政策とグリーンを調和させるような調整点を見つけていきたいと考えております。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて、高宮委員、お願いいたします。

○高宮先生

本日は本研究会にお招きいただき、また皆様と議論させていただけることを大変うれしく思っております。これからどうぞよろしく願いたします。森・濱田松本法律事務所に所属しております、独禁法・競争法を専門に取り扱っております弁護士となります。このグリーンと競争政策というテーマは、2年ほど前に経産省の委託調査でお手伝いをさせていただいたタイミングから、色々と勉強させていただいております。非常面白いテーマと思ひ、継続してウォッチしております。ですので、この研究会でも皆様と議論して考えていければなと思っております。

まず競争政策との調整が必要になり得る場面ということについてですけれども、他の方も仰っていた通り、グリーン政策を進めるから競争政策を大きく変えないといけないのかというと、必ずしもそういうことではないのではないかと思っております。競争政策は競争政策として、自由で公正な競争を確保するという観点から進めていき、グリーン政策はグリーン社会に向けて進めていくといった違った目標がありますので、どちらかを大きく捻じ曲げないといけないということではないというのが出発点となると思っております。

ただ、そうは言っても、先ほど野田委員からのお話にもあったとおり、わたくしどもが普段企業から日々の相談をお受けしている中で、競争政策というところまで行くかどうかは別として、こういった取組をやりたいのだけれども独禁法との関係は大丈夫だろうかという相談ですとか、グリーンウォッシュというレベルまで行くかどうかは別の話ではありますけれども、サプライチェーンの中のコスト分担のような話で、グリーンのためにということで、優越的地位を有するとも思われるような事業者から無理難題を言われて困っているといった相談など、事業者のみなさんが、グリーンに向けた経済活動と独禁法との関係についてどのように考えたらよいか迷われる場面があると日々感じているところです。ですので、実際に現場でどのような点に混乱が生じているのか、ビジネスを行ううえで予測可能性が低いといった状況が生じていることはないのかということをしかり見た上で、競争法・独禁法の考え方をそういった場面にどのように適用していくのかという観点での整理を行っていくのは非常に有益だと思っております。

また、その前提として、直ちに日本にその考え方を持ってくればよいということではないとは思っておりますが、本日の事務局資料でも整理いただいたような欧州各国の動きは、今後の検討のうえで間違いなく参考になるものだと思っておりますし、こうした地域では先例もそれなりに積み上がっていると思っておりますので、こうしたものを検討するという研究会の趣旨は非常に的を射たものと思っております。

最後に、野田委員も仰っておりましたが、この分野は事業者のみなさんが悩まれることが多いということで、そのような場合に、当局の皆さんとともに検討していく、または相談したら当局の考え方を迅速に示していただけるような枠組みを準備するといったことについても、これは競争当局である公正取引委員会の皆様と協議をしつつということなのだと思いますが、行政が事業者のグリーンへの取組を支援していくことにもなりますので、議論してみると有益なのではないかと思っております。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。続いて、川濱委員、お願いいたします。

#### ○川濱先生

京都大学の川濱でございます。経済法・競争法を専攻しております。既に重要な論点をほとんど言及されておりますが、ちょっと確認めいたことを申し上げます。競争政策とグリーンの「調整」ということでございますが、もともとグリーンを標榜するような行為というのは、基本的に独禁法に抵触しにくい、要するに環境社会のために行う行為というのは、いわゆる非ハードコアの領域に属する共同行為が多くて、もともと反競争的効果をもつ場合が滅多にない行為なんですね。さらに環境目的などを勘案すると、より適法な方向に振れる形になっているような領域です。もともと非ハードコアカルテルの場合に違法になる場合かどうかというのは、明確に違法になる場合があると言ってしまうと過剰な規制になってしまうので、どうしてもある種のジャッジメント、判断が必要な状況になっております。高宮先生と野田先生からご指摘があったように、実務で迷うのが当然なのですが、これに関しては、日本の公正取引委員会は古くから環境の問題を取り上げており、逆に言うと、そうであるがゆえに、あらゆるところで環境の問題が出てきて、環境だけをテーマにせず、一般的なフレームの中に入れてきたので、かなり見通しが悪い。そこで、もともと独禁法の中でも分析が難しいところでありますが、ほとんど安心な領域ではあり、実際、環境的な問題にかかわる領域で、違法にするような設例を作る方が難しいくらいの状況だということは、第一に確認しておく必要があると思います。その中で、ぎりぎり疑わしい事例が海外にあるということで、そういった事例に関する対処方法をどう考えるのかというのは、チャレンジングで面白い問題なのだと思います。ただこの問題は単純に整理していくことは難しくところもございます。なぜ難しいかということ、独禁法は一般的な法律だから企業活動全般に関わってくるわけだし、企業活動全般においてグリーン化を徹底しようとしている結果、様々な方策が出ることから、それらを単純に類型化していくことが難しい状況にあるのは確かだと思います。

もう1点、この問題の難しさは、使われる技術とか環境に対する負荷が自明であれば、比較的単純に判断できるけれども、使える技術に関する不確実性・実現可能性

や、環境負荷に関する不確実性があるような状況下で判断しないといけないという問題であります。その困難さは、環境規制一般に通じる困難さの問題であって、それも直視する必要があると思います。柳先生が研究されているように、オランダの一番困難な事案、集団としての消費者を特に将来世代まで含めた形で消費者利益を考えて、その後現状の不利益との間で計算するという、まさに環境問題の時に将来世代を含めた上で費用便益分析をするという、環境規制を導入するときの一番困難な問題に関して計算しないといけないということになっております。これはまさに、環境の問題そのものになってくると思います。一つ言えることは、環境規制に代えて、これを共同行為でやるというのはすごく不効率なことで、まずはしっかりとした環境規制の枠組みを作ったうえでやっていく必要があるので、環境規制の動向などを考える必要があると思います。先ほどのサンドボックス等々の問題というのは、不確実性があるときにある種の実験をして見ていこうということですが、競争政策というよりは、まずは環境負荷の問題でそれをやらないと、環境負荷に関するデータが無いまま、一番難しい比較考慮はできないということは、まず肝に銘じる必要があるのではないかと思います。

もう1点、企業の利潤動機を活用するというのが競争法の世界であり、利潤動機の結果、イノベーションが起き、資本主義のイノベーションエンジンとして発展していくというのが市場経済のあるべき姿なので、企業のインセンティブと整合的な形で競争や環境の枠組みを考える必要があるんじゃないかと思います。もちろん、SDGsの中で、企業は利潤動機だけでなく、それ以外のものも勘案する形でガバナンスを確立せよという動きがあることは重々承知しておりますけれども、もともとそういったことを最初に言い出したアメリカのALIのガバナンスプリンシプルを見ても、そういったものを勘案してもいいけれども、勘案すべきことが社会的に報われるような状況がないときに、そういったことを企業に考えることを無理強いすることまでは要求していないわけなので、その意味で、環境に配慮することが報われるような形の規制が無いとまずどうしようもなく、その規制の枠組みの中で行動するんだということが必要だと思えます。

最後に1点、EUの排ガス問題、共同研究開発とイノベーションの問題を考えると、一番古典的な事件は、1969年から1970年にかけて行われたアメリカの自動車産業の排ガス規制への対処の反トラスト事件です。Big3とアメリカンモーターズが、環境規制のための共同研究にあたり共同研究の枠組みを作って、環境に重要な技術はみんなでも共有する必要があるということから、そこで作り上げた特許はクロスライセンスするという枠組みを作りました。1969年に、その枠組みは、個々の企業が環境に関して技術開発したり、それを宣伝したりするようなインセンティブが低下して、その結果、環境の面におけるイノベーションは起きなかったのだと司法省が問題にし、同意判決が出て、それらの取組をやめるようにということになりました。これは非常に

示唆的で、その事件の背景にはアメリカでは大気汚染問題が重要な政治問題化していたこともあります。言うまでもなく、厳しい自動車に対する環境規制が出来上がった時期であります。上記の合意は破棄されたけれども、環境に対してアメリカ企業同士における活発な競争は停滞した状況下であって、その結果、マスキー法の実施を多くの企業は無理だと言いつつ状況にありました。実のところ、アメリカでは、環境規制をクリアするための技術的シーズはあったにもかかわらず、そのシーズを十分に活用できないでいました。その中、ホンダがイノベティブに環境規制にチャレンジして成功し、その後トヨタがといった形で、日本市場が米国を席卷する契機となったんですね。そういう点から考えても、グリーンウォッシュの問題で、環境規制を前提にして、各企業で創意工夫の必要があるような環境整備のために競争法は重要な問題なんだと、特にカルテルの分野において、新機軸を求めるときにはそうなるんだらうなという印象です。

#### ○大橋座長

ありがとうございます。続いて、上野委員、お願いいたします。

#### ○上野先生

電力中央研究所の上野と申します。よろしくお願いいたします。これまでは競争政策・競争法ご専門の委員の皆様からのご発言が続いておりましたけれども、私は、これまで気候変動対策を中心に研究をしてまいりました。気候変動問題はグローバルな課題でありまして、常に国際枠組みとの関係が問題になり、パリ協定関係の課題を中心に取り組んできているところです。最近では、カーボンプライシングについて大橋先生が座長を務められている産業技術環境局の方の研究会の委員も務めております。私に期待されている役割は環境政策の観点からのインプットだと思いますので、その点から、他の先生方とのご議論に貢献できればなと思っております。

初回なので一般論的なところを述べてから、時間が許す範囲で、事務局資料の関係するところについて発言します。

最初に柳先生からもご指摘があったように、脱炭素の分野であっても、他の分野と同様に、基本的には競争がイノベーションを促進すると理解しております。昨今、ゼロ排出自動車の開発競争が各メーカー間でし烈になっておりますけれども、まさにこの例が競争によるイノベーション促進の典型例なのだろうと思っております。ただ、脱炭素の中には、製造プロセスを根本から作り変えるといったような、いわば産業の作り直しの様なケースが考えられます。今まではやりやすいところ、代替技術が存在するところを中心に排出削減を進めてきましたが、これからは、化石燃料など人為的な温室効果ガスの排出を伴うものを原材料に用いていて、かつ、その原材料を代替するもの

が現時点では商業的には成立していない業種、具体的には素材産業が典型例になりますけれども、2050年脱炭素という後ろの期限が区切られたことで、そういう部門の脱炭素も考えなければならないところが、最近の気候変動分野の中で議論が変わってきているところです。代替技術が今のところ商業化されていない部門のことを、気候変動分野での用語で hard-to-abate 部門と呼ばれるんですけれども、この hard-to-abate 部門で何をやっていくのかが、昨年11月のCOP26の前後くらいから、世界的に関心が高まっています。hard-to-abate 部門で、競争政策との関係でどういう論点があるのかは、この段階では中々言いにくいですし、そもそも調整のようなものが必要になる局面があるのかも言えないのですけれども、hard-to-abate 部門への関心が高まってきているこのタイミングで、競争政策の役割を議論するのは時宜にかなっていることだと、この問題設定を見て感じました。

次に事例をお話したいと思いますが、先ほど川濱先生から1970年代のアメリカのマスキー法の話がありました。同じく古いけれども、もう少し新しい事例として、30年近く前の話ですが、オゾン層破壊という別の地球環境問題への対応の事例があります。フロンというオゾン層破壊物質を、別の代替物質に、モントリオール議定書という国際条約の下で比較的短期間で置き換えていった事例なのですが、先日、気候変動対策の分野で著名なアメリカの大学の先生と議論した際に、これから hard-to-abate セクターの脱炭素化を考えていく際には、競争政策との関係も一つの論点であって、それを検討する際には、オゾン層破壊の時の教訓が役に立つというご指摘がありました。残念ながら、具体的に競争政策の観点からどのような政策的対応がなされたのかを尋ねる時間は無かったのですが、参考になるかと思うので、お伝えしておきます。少し調べてみたいと思っているので、何か面白いことが分かったら、事務局の皆様と共有したいと思います。

もう1点、スライド8のオランダの事例の取組2について、脱炭素化の便益は、数十年単位の将来にわたって、温暖化の悪影響が回避されるという便益であって、非常に時間軸が長いものです。通常、気候変動対策における費用便益分析は、そういう長い時間軸で発生する便益を現在価値に換算して、もちろん、その時に割引率をどうするのかとか、川濱先生が仰っていたように、そもそも不確実性がある中でそれをどう評価するのかといった論点はあるのですけれども、費用便益分析の枠組みに乗せる際には、将来の便益を現在価値に換算することが多い状況です。しかし、このオランダのACMの分析枠組みでは違う方法を採用していて、パリ協定の2°C目標を達成する際に、シャドープライスと呼ばれる限界費用が将来にわたってどれくらいの金額になるのかを計算し、そのシャドープライスを使って便益を計算しています。オランダ当局の文書ではっきりと書いているわけではないのですが、2°C目標を達成することが、社会的合意として存在していて、その合意から逃れることができないので、シャドープライスが現実には発生しているものと見なした上で、より安い対策を行うことによっ

て、シャドープライスを回避できるという、現在の便益として計算しているように思われます。便益の時間軸を将来の価値にするのか、それとも現在のシャドープライスや社会的費用を回避するという現時点の価値で見るのかという点は大きな論点かと思えます。どちらが正しいとは今のところとは言えないのですけれども、気候変動対策の便益の時間軸には、少なくとも2つの考え方があるということがこの事例からわかると思います、指摘をしておきたいと思えます。

○大橋先生

ありがとうございました。一通り委員の方々からご意見をいただきました。私の方からも、委員として、申し上げます。

今世紀半ばに向けてカーボンニュートラルをやっていくというのが我が国としても大きな課題になっていて、カーボンニュートラルが何かというと、温室効果ガスの人為的な排出量と、吸収源による除去量を均衡させるということになります。つまり、1社で排出量をゼロにするという話ではなくて、排出量の出るセクターがあり、ネガティブなエミッションのセクターがあり、その2つを繋げることでカーボンニュートラルを達成するということになります。そうすると、企業間の連携というのが、従来よりも深い部分で起きることになります。具体的には、サプライチェーンを作り直すというのも非常に大きな話としてあって、水素やアンモニアのサプライチェーン、あるいはCO<sub>2</sub>を回収するサプライチェーンをどう作っていくのか、これはまさに、林委員も仰いましたが、異業種の連携というのが非常に大きな部分を占めるということになると思います。来月から、我が国では、GXリーグという形で、企業のイニシアティブでグリーン化に取り組むという、世界でも独特の取組を始めることになります。こうした企業の自発的な取組を促す中で、川濱先生が仰ったように、競争法と環境というのはそもそも対立する軸ではないんですが、企業側が、競争政策について、法務部門かもしれませんが、間違った認識で取組に水を差すというのは、我が国の国益にかなり反するという事だと思えますし、この話は価格転嫁が起きざるを得ないので、価格は上がるという話におそくなります。なので、単に価格だけ見て上がったから問題だという話になるとかなり不幸な話になるということだと思えます。そういった実態面での、GFANZなどを中心とした金融の動きも見ながら、競争法の正しい理解を促していくということが極めて重要になります。是非そうした観点も含めて、議論していければと思うところであります。

時間がそろそろ迫ってきておりますので、今日のところは意見交換は以上とさせていただきます。ただ、もし委員の方から特段のご意見があればいただければと思えますが、今日のところは大丈夫そうでしょうか。(→意見なし) はい、ありがとう



ございます。次回以降、もっとインタラクションを含めて意見交換ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、会議の途中から、経済産業省の蓮井審議官にもご出席いただいていると伺っておりますので、ご挨拶を頂ければと思います。

#### ○蓮井大臣官房審議官

今日は朝早くからお集まりいただきまして、このかなりコントラバーシャルなご議論にご意見等いただきまして、ありがとうございます。

私どももこの問題は非常に悩ましいなど。実は私も、先ほど上野委員にご紹介いただいた hard-to-abate 部門を2年ほど前に担当しておりまして、これをどう考えるのだろうと悩みながら、この研究会を担当する立場となりまして、非常に勉強になりましたし、ありがたいと思っております。今日のご意見でも、実務の観点、あるいは独禁法の中のガイドラインの中でどのように整理されているのか、という話もございましたし、実務的な観点のみならず、競争政策がこれによって何か変わるということよりも、その考え方とどのようにうまく整合させていくのかということ、さらには、環境の視点からのご指摘もございました。カーボンニュートラルは長期間に設定されておりまして、これまで日本の産業競争力の根源を担っていた部分、特に素材関係に大きなインパクトを与えるものだということがあるものですから、サプライチェーンの作り直しという話もございましたが、インパクトが大きく及ぶものかと思っております。そういった中で整合性をどのように図っていくのか、あるいはどのような実例が具体的に生じるのかということ、海外で既に始まっている枠組などをきちんと念頭に置きながら、国内で今後起きうるであろうことを考えないといけないですし、枠組を作るための検討のスタートだと考えてございます。

それに際して、どうしても競争政策は足元のところを、時間軸ですと短い時間軸でみるということだと思っておりますが、カーボンニュートラルは2050年に向けてのかなり長い時間軸になりますので、その中でどのように考えていくのかといったことは大きな論点になろうかと思っておりますので、そうした点も含めて、是非先生方のご知見等をいただければと思っております。

第2回目、第3回目の会合では、先行して進んでいる欧州での議論に精通した実務家・専門家の方を海外からお招きしてヒアリングを行うことを考えております。カーボンニュートラルの方でも、先ほど大橋先生からもお話がありましたが、新しい「リーグ」が出来上がっていきます。党の方からもご関心が高く、この研究会の内容も適宜ご報告することになっております。そういった観点も含めて、今後こういった方向に進めていけばいいかということ、先生方のご知見を賜りながら、大きな方向性を示していけるように検討を進められればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

○大橋先生

ありがとうございました。改めまして、本日は大変限られた時間の中、熱心にご議論をいただきましたことを、深く御礼申し上げます。

次回以降の会合については、別途事務局からご連絡ということとさせていただきます。これをもちまして、「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」第1回目を終了させていただきます。

**お問合せ先**

経済産業政策局 競争環境整備室

電話：03-3501-1550